

# 白糠町地域公共交通活性化協議会分科会規程

平成28年4月14日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、白糠町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第10条第2項の規定に基づき、白糠町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 分科会は、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は、協議会の会長が指名する。

(分科会長)

第4条 分科会に分科会長を置く。

2 分科会長は、委員の互選により定める。

3 分科会長は、分科会を代表し、会を掌握する。

(会議)

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第6条 分科会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 分科会において協議を行った事項については、協議会へ報告するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 分科会の委員の報酬及び費用弁償は、白糠町地域公共交通活性化協議会報酬及び費用弁償規程による。ただし、協議会と同日に分科会を開催する場合は、これを支給しないものとする。

2 第6条の規定により関係者の出席を求めた場合は、前条の規定を準用する。

(庶務)

第9条 分科会の会議の庶務は、協議会事務局が行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月14日から施行する。

# 白糠町地域公共交通活性化協議会事務局規程

平成28年4月14日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、白糠町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第11条第4項の規定に基づき、白糠町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

(職員等)

第3条 規約第12条第3項に規定する事務局長には、白糠町町民サービス課長を、事務局員には、白糠町町民サービス課職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、白糠町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、白糠町において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月14日から施行する。

別表（第6条関係）

名 称	形 状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
白糠町地域公共交通活性化協議会会長印	 The seal is square and contains the text "白糠町地域公共交通活性化協議会" (Shirofutsu Local Public Transport Revitalization Association) and "会長印" (Seal of the Chairman) arranged in a grid.	てん書	21×21	会長名をも って発する 文書	1	事務局長

# 白糠町地域公共交通活性化協議会財務規程

平成28年4月14日 制定

## (趣旨)

第1条 この規程は、白糠町地域公共交通活性化協議会規約第14条の規定に基づき、白糠町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (予算)

第2条 協議会の予算は、白糠町及び国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

3 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

4 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

## (歳入歳出予算科目)

第3条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の区分を定めることができる。

## (予算の流用等)

第4条 会長は、歳出予算のうち款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、協議会に報告しなければならない。

## (出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

## (出納員)

第6条 会長は、事務局長に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他必要な事務の手続について適正に処理しなければならない。

## (予算の執行)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、出納員が行う。

2 出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

## (決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、監事の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月14日から施行する。

別表(第3条関係)

(1)歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 補助金	1 補助金	1 補助金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

(2)歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

# 白糠町地域公共交通活性化協議会報酬及び費用弁償規程

平成28年4月14日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、白糠町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、白糠町地域公共交通活性化協議会の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 委員が白糠町地域公共交通活性化協議会の会議、分科会（以下「会議等」という。）に出席したときの報酬の額は、白糠町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年3月20日条例第3号）の例による。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- (1) 国、道、町及びその他団体の常勤職員
- (2) 交通事業者及び交通施設管理者等からの選出委員
- (3) 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員

(費用弁償の額)

第3条 委員が会議等に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、前条各号に規定する委員については、これを支給しないことができるものとする。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、白糠町職員等の旅費に関する条例（昭和27年7月22日条例第13号）の例によるものとする。

(関係者の出席を求めた場合の対応)

第4条 規約第8条第6項の規定により委員以外の者の出席を求めた場合は、前2条の規定を準用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月14日から施行する。